

○渡辺議長 次に、矢田貝議員。

〔矢田貝議員質問席へ〕

○矢田貝議員 公明党の矢田貝香織でございます。このたびの市議会議員選挙におきまして4期目の挑戦をさせていただきました。市民の皆様選ばれた公人としての立場を自覚し、また米子市議会に対する信頼を回復させるためにも、私、矢田貝香織、今まで以上に誠実に務めてまいります。どうかよろしくお願いいたします。

本日、私は、7月定例会におきまして、1、災害への備えについて、2、総合相談支援センターえしこにについて、大要2点の質問をいたします。市長はじめ執行部の皆様の誠実な前向きな御答弁を期待をいたします。質問順ですが、通告と逆にさせていただきます。大要2から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総合相談支援センターえしこにについて、えしこにの周知について伺ってまいります。

開設から5年となる、えしこにで対応している総合相談対応の件数、本人以外にも対応されている相談者の割合、えしこににつながる経路について、その分析と、相談者については5年間で変化があるのか伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 えしこにでの相談分析についてでございます。相談件数につきましては、令和4年度が499件、令和5年度が558件、令和6年度が530件、令和7年度が601件でございます。年度による増減はあるものの、全体として増加傾向にあるところでございます。

相談経路につきましては、いずれの年度におきましても本人から

の相談が最も多く、約 30%、本人以外からの相談では、支援機関が約 25%、親族が約 20%、庁内が約 15%、地域が約 10% となっております。令和 4 年度は本人や親族からの相談が半数以上でございましたが、令和 5 年度以降は、包括支援センターや医療機関などの支援機関、民生児童委員をはじめとする地域からの相談が増加をしております。このことから、えしこにが支援者支援の役割を担うとともに、支援機関や地域における相談先としての認知度も向上しているものと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 相談者、このつながってくる経路のところで、地域が 10% というふうにおっしゃったと思います。これは民生委員さん等ということなんですけれども、私は、地域で、隣で暮らしている方、近所で気づく方、御近所の気づき力という、こういった方々からの相談件数がもっともっと増えてきてほしい。それでこそ市民の皆さんが、みんなのえしこにになったというふうに評価できるのではないかと考えております。そういった意味で、市民への周知方法、周知の内容について、現状はどのようにされているのか伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 市民の皆様への周知についてでございます。市ホームページやチラシのほか、ふれあいの里総合相談支援センターニュースを定期発行いたしまして、窓口等への配架を行っております。また、総合相談支援員が地域の各種団体の会議ですとか支援関係機関の定例会等で、えしこにの役割や取組の説明などを行い、周知を図っているところでございます。さらに、日常生活圏域ごと

に総合相談支援員、地域活動支援員、地区担当保健師及び米子市社会福祉協議会の地域福祉活動支援員、この４職種で組織します支援チームがそれぞれの活動を通じて、どこに相談してよいか分からない際に、えしこににつながるよう周知に努めているところでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 私も、今いろいろと取組を紹介いただきましたけれども、広がりつつあるなというのを感じました。この選挙の間で様々、私もえしこにのことにについても訴えさせていただきましたが、聞いたよ、公民館の役員会に行ったときに市の人が説明してくれたと、そういった声も複数から聞いたところであります。もっともっと広く市民の方々にえしこにを身近に感じていただきたいというふうに思うところでございます。

今お答えいただきました、ふれあいの里総合相談支援センターえしこに、このニュースですけれども、とても工夫をされ号数を重ねていらっしゃるわけですけれども、配布と活用について伺いたいと思います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 ふれあいの里総合相談支援センターニュースについてでございます。市ホームページへの掲載のほか、福祉政策課窓口、本庁総合案内、各公民館などの市有施設への配架や地域の各種団体の会議、支援関係機関の定例会などに出席した際に配付をさせていただいております。あわせまして、地域包括支援センターや一般相談支援事業所にも電子媒体として配布をしておるところでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 私、確実に市民の皆様から、えしこにを聞いたよっていう声は聞きましたというふうに申し上げましたが、じゃあ、どのように誰が具体的につながればいいのかというところの行動を起こすというところには、もう一步、えしこにのことがイメージしにくい状況、えしこにという言葉については大分耳に慣れてきたのではないかなと思うところなんです、公的機関の配布、公共機関の配布、また自治会の回覧、民間事業者の窓口の配置など、さらにさらに、まだまだより一層の積極的な周知を求めてまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 引き続き、えしこにの周知についてでございますけれども、ふれあいの里総合相談支援センターニュースのほかにも、例えばふれあいの里総合相談支援センターのほか、今年度は広報よなご5月号におきまして、地域で取り組む孤独・孤立対策をテーマにいたしました特集記事を掲載し、えしこにの紹介も行うなど、さらなる周知を図ったところでございます。加えまして、毎年6月ですけれども、広報よなごに併せまして発行いたします高齢者福祉特集号、こちらのほうで、どこに相談していいか分からないときの相談窓口といたしましてえしこにを掲載し、周知を図っているところでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 今以上の多くの場所への設置については、ぜひとも検討いただきたいというふうに思いますし、各部局で開催される市民の皆様に向けた研修会等ですね、そういったときの配付資料の中

にも、さりげなくえしこについて、同じサイズであると何の会か分からなくなりますので、例えばA4の半分のサイズでもいいと思うんですけれども、何かありましたときにはえしこにをというような紹介というののもあっていいのかなと考えたり、あるいはシンボルマークやキャラクターを募集するなどして、より市民の皆様にえしこについて考え、感じていただける企画を取り組まれたらどうかなというふうに思ったりもします。

また、えしこにのキャラクターがもし決まりましたら、一定期間に限って米子市の封筒等に印刷をしてみるというのはいかがでしょうかとということも提案をさせていただきます。具体的に、このチラシがある場所に行ったときに、手に取ってみたいな、そして我が家に持ち帰って冷蔵庫に貼っておきたいな、そう思っていたけるような、きれいな用紙の作成のチラシについて再度求めておきたいと思います。

そのチラシについてですけれども、今、社会福祉協議会の暮らしサポートセンターであるとか、米子市の広域シルバー人材センターや鳥取県の地域若者サポートステーションなどと連携をしたものではなくて、米子市の単独のえしこにのチラシになっております。しかし、困り事に伴走する取組をされているところはそれぞれあるわけで、それらと連携をしたチラシ、広報というのでも検討していただきたいと、必要なものではないかと思うんですね。そこで、まずは米子市に関係する機関として、えしこにと地域包括支援センターと暮らしサポートセンター、こども家庭センターなどで連携したチラシ作成の協議、検討を求めたいと思います。御所見を伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 他機関と連携をいたしましたチラシの作成についてということでございます。本年6月にえしこにが庁内各課や支援関係機関と連携をいたしまして、これまで対応した事例の中から、互助でも対応できる比較的身近な相談事例を中心に相談を受けた際の対応の流れや、キーワードから相談先を探すことができる索引などを掲載いたしました、「身近でよくある生活福祉の困りごと相談事例集」を作成したところでございます。議員の言われるチラシということではございませんけれども、本事例集には、行政の相談窓口に加え、支援関係機関の相談先も掲載し、相談内容に応じて相談先につながるような構成としておるところでございます。今後も、様々な支援関係機関の情報収集に努めまして、より使いやすい内容に更新していきたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 配布、配架についてと、「身近でよくある生活福祉の困りごと相談事例集」についても理解をすることができました。よいものを作られているというふうに思います。作った後の活用が大切だと思いますので、より有効な活用について検討されて、取り組んでいただきたい、御活用いただきたいというふうに求めておきます。

次に、(2)に移ります。支援の見える化についてです。私は、周知とともに、えしこにのもう一つの重要な視点に、地域共生社会の担い手は決して専門職だけではなく、えしこにはみんなで取り組む仕組みでもあるという視点が重要ではないかなというふうに考えております。えしこにはセンターの名前でもありますが、仕組みであるとの理解でよいのか確認させてください。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 えしこにでございますが、えしこには、総合相談支援センターの愛称でございますして、住民が抱える個別課題や地域課題を受け止めるとともに、課題の整理と支援の役割調整を担っているほか、様々な主体と連携して社会とのつながりの支援や多様な地域活動が生まれやすい環境を整えるなど、いわゆる重層的支援体制整備事業という仕組みの実施拠点であるということでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 重層的支援体制整備事業という仕組みの実施拠点、仕組みの実施拠点、何回も私、事前にこういった御答弁が来るということで読み切ろうと思って繰り返すんですけれども、分らないですね。仕組みの実施拠点、センターの名前ですか、仕組みですか、再度聞きます。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 今の御質問ですが、重層的支援体制整備事業を実施している、その拠点となる施設ということでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 分かりました。言えば、ふれあいの里総合相談支援センター２階にある、あそこの窓口がえしこにだとおっしゃったという理解になっちゃうんですね、私からしたら。違うんじゃないかと思うんです。みんなをいいように伴走していこうっていう、その取組の名前でもあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、違いますでしょうか。あえて、これは今までも仕組みですか、センターの名前ですかみたいなことをやり取りしましたので深めませ

んけれども、私は、えしこにはセンターの名前だけではないというふうに捉えております。

本市の総合相談支援センターえしこには、持続可能な地域共生社会を目指して進化し続けて、より地域の暮らしに近づいてきている、本当に。5年目に入っておりますけど、当局の皆様の積極的な取組、御努力は評価をさせていただいているところでありますけれども、繰り返しになりますが、私は、このえしこに、担い手が専門職だけでは地域共生社会の実現はできません。支え合いの仕組みだからこそ、みんなで一緒になってやっていかないといけないんだというふうに考えております。そこで、えしこにの取組の担い手の発掘と育成について、どのような方針をお持ちなのか伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 人材の発掘と育成についてでございます。人材の発掘と育成につきまして、本市の包括的な支援体制を進めていく上で重要な視点でございまして、行政のみならず、支援関係機関、企業や市民の皆様など多様な主体がつながり、地域全体で課題の解決に取り組む体制づくりを推進していく必要があると考えております。

現在の取組といたしましては、孤独・孤立サポーター研修、これは鳥取県が主催をしているもので、米子市が協力をさせていただいておりますが、こういったものの開催でございまして、公民館講座をはじめとする地域住民の学習の機会を通じた人材育成などに取り組んでいるところでございます。また、今年度は、日常生活圏域ごとに配置いたします総合相談支援員など多職種による支援チームが把握した地域課題につきまして、住民が主体となって取り組

むためのつながりづくりの支援を行うこととしております。今後も研修の開催や地域におけるつながりづくりの取組を継続的に実施し、支え合いの風土の醸成に努めることで、人材の発掘、育成に努めていきたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 改選前の3月議会ですけれども、私とそのときの福祉保健部長との間で、ニーズの見える化ということとともに、支援の見える化についてやり取りをさせていただきました。そのときの部長の御答弁でございますけれども、地域共生社会の実現に向けて、地域の市民の支え合い、生活援助の活動を見える化し、またその魅力を広く発信するなど、市民お一人お一人が自分に合った活動を選択しやすくなるような形にするなど、市民の皆様が一步を踏み出しやすくなるような、参加しやすいような環境を整備していきたいというふうにおっしゃいました。そして、市の社会福祉協議会をはじめ福祉団体や民間事業所など、様々な関係機関と本市の課題や将来に向けた思いを共有しながら、介護や生活援助等の包括的な事業の実効性を高めたいと御決意を表明されました。このときの支援の見える化、生活援助の活動の見える化、この部分について現在の取組状況を伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 支援の見える化に向けた取組の現状についてでございます。先ほど御答弁を申し上げました「身近でよくある生活福祉の困りごと相談事例集」を参考に、日頃の見守りなど、地域福祉活動を行われる方が困り事を抱える方を把握した際に支援につなげることができるよう、民生児童委員の皆様へ配付をしたと

ころでございます。本事例集は市ホームページや公民館でも閲覧できるようにになっておりまして、地域における支援の輪が広がるよう、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

また、様々な支援の制度や仕組みについての情報収集や多職種による勉強会を開催しておりまして、今後の支援ニーズの把握や充実につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 早速、今年度に入られて勉強会もされたということございまして、私、福祉保健部長、新しく御就任されたわけですが、しっかりと進めていかれる行動を取られたなというふうに改めて思っているところでございます。期待をしております。

さて、先月ですけれども、社会福祉法等改正法が成立いたしました。これは、福祉保健部長も替わられましたし、米子市の居住支援協議会の会長であられる都市整備部長も新任でいらっしゃいます。お二人だけではなく、全ての執行部の皆様が、社会福祉法等改正法、この改正の目的をしっかりと御理解をされて、本市の取組の実効性を一層高めていかれるものと期待をしておりますけれども、私は、この改正法の成立というのが行政だけではなく、あらゆる分野の人材も一緒になった自治体における具体的な取組が期待される、そういうふうに理解をしておりまして、このセンター、えしこにという包括的なケアシステムの具体的な進め方について、ぜひとも、どのような思いでいらっしゃるのか副市長に伺ってみたいと思いますが、副市長、いかがでしょうか。

○渡辺議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 先月公布されました社会福祉法の改正、議員御紹介

いただいたとおりであります。御質問いただきましたので、私も改めて点検をしてみました。これは前回の令和2年の法改正、その際に、いわゆる地域における包括的な支援体制の整備というものが大きく打ち出されたわけですが、その際の改正附則で、5年をめぐりに次の対策を検討していくということがうたわれていた、これを受けた改正だというふうに承知をしております。引き続き多様化する様々な社会課題、福祉課題に対して、地域住民、あるいは行政、支援機関等が連携した包括的な支援体制の充実を図っていく、これを柱とした地域の実情に応じた福祉サービスの充実と、さらには、それを支える福祉人材の確保、定着を図る、これが今回の改正の主な柱になってるというふうに承知しております。

改正内容は、一貫して進む人口減少社会を見据えた改正ということでありまして、非常に内容も多岐にわたっておりますが、今、議員の御質問の中で直接市が目向けなければならない部分としては、特に、いわゆる頼れる身寄りのいらっしゃらない高齢者等の支援の充実、あるいはこれに連なる部分もございますが、成年後見制度等の適切な利用の支援、こういったようなことは、当面、米子市としてはしっかり受け止めなければならない改正内容だろうというふうに理解をしております。

これも御承知のとおりであります。本市におきましては、このような様々な課題に既にもう直面をしております。これについて、どう、ある意味しっかり正面から向かい合っていくかということ、これはえしこにの取組もそうでありますけれども、これに加えて、昨年の9月議会で補正予算でお認めいただきました、頼れる身寄りのない高齢者等への支援の安心サポート事業、これは国のモデル事業

を活用して、全国でも限られた地域で行う事業でありましたが、手を挙げて国の採択を受けてこのモデル事業に既に着手をしております。

多職種が連携して、身寄りのない高齢者の方への包括的な支援をどうしていくのか、これは最終的な場面も含めて、それにどう取り組むのかということ。さらには、これも御案内のとおりであります、こういった動きがベースにあってということになりますが、身寄りのない高齢者等の包括支援推進会議の実務者ネットワークといったようなものも実は立ち上げております。もともと庁内会議から始まったものでありますけども、居住支援協議会ができたといった動きも含めて、様々な生活場面において、どのように支援を包括的にしていくのか。実は現場は非常に困っておりまして、今ですね、これに様々な現場がしっかり手を携えていく必要があるということで、こういった体制も既に取りっているところであります。もちろん十分な取組にまだなっていないところもございますけども、法改正を待つまでもなく、実は様々なそういったことにもう既に手をつけているというのが今の実情でございます。

引き続き、法改正の趣旨も踏まえながら、このような分野にしっかり取り組む必要があるというふうに考えておりますが、先ほど議員さんがおっしゃった、えしこにというのが、仕組みなのか、それとも取組の総称といいましょうか、なのかということではありますが、ぜひそれを、名前は何であれ、以前申し上げましたが、市民が我が事として考える市民運動にしていく、これが大事だろうと。支える側の問題でもあります、支えられる側の問題でもあるということでもあります。一人一人がどのように充実した人生を送るかっていう

のはまさに一人一人の問題でありますので、そのことを市民がみんなが我が事として考える、こんな市民運動につなげていくことができればなと私は思っております。以上であります。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 大変に御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。副市長のお話を聞いて、いろいろな議論をされてきたんだなということが分かりました。具体的にどうするかというところになりますと、私が前議会から申し上げてるように、今行っておられる担い手の方々をより増やし、一步でもその担い手に、ある部分でも結構ですね、できることでいいので、担い手になってみようかなという皆様への後押し、またそれを見える化していくということだと思います。現在それぞれ取り組んでいらっしゃるところをまず支援を見える化する、ニーズを見える化する、それを一緒になって様々、今やっっている議論のところもつながりながら、米子市独自の新しい支え合いの仕組みをつくり上げていっていただきたいなというふうに思っているところでございます。福祉保健部長には引き続き期待をさせていただいております。

では、この具体的な取組を推進していく責任者はどなたになるのか、改めて伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 取組の責任者についてということでございますが、これは私、福祉保健部長が責任者となって推進していく所存でございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 ぜひ一緒に頑張らせていただきたいというふうに

思っておりますが、何か一言、御決意が伺えますでしょうか、福祉保健部長。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 えしこにを開設して5年目となります。福祉の総合相談窓口として着実に認知されていると認識しているところでございます。今後は、庁内連携の強化ですとか分野を超えた関係機関との協働を進めることで、複雑化、複合化した課題にも対応できる包括的な支援体制の構築に向け、引き続き取組を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 一緒に頑張ってまいりたいと思います。それでは、副市長も先ほど丁寧にお答えいただきましたが、身寄りのない高齢者、あるいは単身世帯の急増による社会的孤立や福祉人材の不足、頻発する災害時の支援など複雑化する福祉課題への対応というのは、取組の成果というのはなかなか見えにくい部分かもしれませんが、急がなければならない課題というのは全ての皆様に共有できるところではないかと思います。最後に市長の思いもお聞かせいただけますでしょうか。

○渡辺議長 伊木市長。

○伊木市長 議員御指摘のとおり、大変この状況というのは厳しくなっているなということを感じているところでございます。そうした状況の中におきましては、行政のみならず、地域住民の皆様の力も借りなければなりませんし、また関係機関との連携というものも一層深めていかなければならないというふうに思っております。

そこで、3つほどポイントを申し上げて答弁としたいんですけれども、まず1つ目につきましては、先ほど足立部長からも答弁ございましたが、今年の6月に「身近でよくある生活福祉の困りごと相談事例集」というものを発刊いたしました。これは過去数年間、えしこにを運営してきた相談の事例になっておりますが、これは本当に我々にとりまして財産だというふうに思っております。

イメージといたしましては、家電製品を購入したときに取扱説明書があります。そのときに、後ろのほうのページになりますけど、故障かなと思ったらっていうことで、いろいろと基本的な対処方法というのが書いてあります。例えばコンセントをもう一回抜いて入れてみましょうとか、そういうところから始まって、最後、分からなかったら、お客様相談センターここだよってというような感じで書いてある、あのイメージで、福祉についての困り事があったときにその事例集を見ていただくと、もしかしたら、もうそれで解決するかもしれませんし、解決しなかったとしても、そこからどこに相談したらいいのかというのが分かるようになっていきます。かつ、それは、本人さんもそうですけれども、身近な人が使っていた場合には、まさに福祉人材としての入り口にもなりますので、この事例集というものを、このえしこにを4年間やってきた一つの成果として市民の皆様と共有をしたいというふうに思っております。

そして、2点目ですけれども、今、市内10か所に増えておりますが、地域包括支援センターがございます。特に高齢者の様々な困り事に関しましては、この地域包括支援センターが住民との身近な相談窓口として機能しておりますので、そこを改めて、より緊密な連携を深めていきたいというふうに考えてございます。

そして、最後３点目は、やはり行政職員にとっても、今の多様化、複雑化する福祉の課題について、一層我々の知識のレベルを上げていくためにも、庁内における研修ですとか、そうした専門分野の向上を図る取組というものをしっかりと行って、これらの包括的な支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 よく分かりました。熱いお気持ちを受け止めさせていただきます。しっかりと、えしこにがスタートした、開設のときには、本当に全国先駆けでこの総合相談支援の体制を整えられたということでございます。視察も、どんどんこの進化していく米子市のえしこにを見に来ていただけるような状況が続いているんじゃないかというふうに思いますので、今後もさらなるえしこにの進化を期待をしております。よろしくお願いいたします。

次に、大要、もう１点のほうの災害への備えについて伺ってまいりたいと思います。

まず、（１）の情報伝達についてでございます。自然災害の予報や避難情報などは常に命を守るため進化し続けておりますけれども、警戒レベルと情報の対応が対象災害ごとに異なる運用となっていて分かりにくいといった課題から、本年、防災気象情報の体系が変わりました。まず、この防災気象情報の見直しの目的と変更点を御説明ください。そして、見直しに合わせて本市がどのように対応されたのか、現在の状況と今後の取組についても伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 まず、防災気象情報の見直しの目的でございますが、大雨警報などの防災気象情報と取るべき避難行動の関係を分

かりやすくし、大雨等の際の防災行動の判断を一層しやすくすること
とでございます。令和8年5月29日から運用が開始されたところ
でございます。

主な変更としまして3点ございます。1つ目が、防災気象情報、
河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮でございますが、こちらの整理が
行われまして、警報、注意報の情報名にレベルが5段階で付記され
たことでございます。2つ目が、河川の氾濫につきまして特別警報
が新設されるなど、危険度の伝え方が変わったことでございます。
3つ目が、警戒レベル4相当の情報が危険警報として発表されるこ
とになったことでございます。

次に、防災気象情報の見直しへの対応、市民への周知についてで
ございます。防災気象情報の見直しにつきましては、国の責任にお
きまして、ホームページやチラシ、テレビ放送など様々な媒体を通
じて周知・啓発を行われているところでございます。本市におきま
しても、市民の生命、身体を保護する観点から周知・啓発を行って
おりまして、新たな防災気象情報に関するチラシを作成し、自治連
合会長会において説明を行うとともに、各自治会に回覧していただ
いております。そのほか市ホームページへの掲載や各公民館等での
出前講座も行っております。

引き続き、様々な機会や媒体を通じて、周知・啓発を行ってまい
りたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 命を守るための必要な見直しでございます。まだま
だ私は市として取り組めることがあるんじゃないかなというふう
に申し上げたいと思います。まず、回覧を通して私は目にしました

けれども、実は家族共有をしようとしてコピーを取ったかという、取らずに早くに次に回さなきゃと思って回覧を回してしまいました。自治会の未加入の世帯につきましては、ホームページを見ていないと、市が情報を出そうとしてることには行き届かないという心配もございます。今後については、引き続きの周知・啓発というお答えでしたけれども、例えば、この防災気象情報のみのところを保存版として切り抜いたような形、わたしの避難ノートの中から切り出したような形にして全戸配布することで、本当の意味で市民の皆様一人一人への周知になっていくのではないかと思いますので、提案をさせていただきます。また、わたしの避難ノートのホームページ上の差し替えも必要ではないでしょうか。

そして、チラシについては、回覧のみにかかわらず、学校を通じて児童生徒の皆さんに直接手渡し、そこで先生から説明を加えていただくことができれば、家族の避難行動の変化にもつながるのではないかと期待できると思います。この２点について提案をさせていただきますので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

次に、表現がとても難しいと感じているところではありますが、台風のような大規模な被害を予測できる災害と、地震や線状降水帯の発生といった予報が大変難しい中での災害情報や避難に関する情報を発信するということは、とても難しいことだとは承知しておりますけれども、実際、行政からの避難に関する情報の伝達ツールについて、どのようなものがあるのか伺います。

○渡辺議長　高浦防災安全監。

○高浦防災安全監　避難に関する情報の伝達手段についてでございますが、こちら防災行政無線放送や本市ホームページ、放送内容

を確認できる緊急テレホンサービス、防災ラジオ、あんしんトリピーメールなどがありまして、複数の手段により情報の発信を行っているところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 それでは、この情報発信から市民が受け取るまでのツールによるスピードの違いがあるのか、またツールに関する市民のニーズや主に活用していらっしゃるツールについて把握されているのか伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 まず、市が発信した情報が市民に届くまでの時間につきましては、若干のタイムラグはございますが、どの伝達手段におきましても大きな違いはないものと認識をしております。

そして、市民が主にどの伝達手段から災害情報を入手しているかにつきましては、把握をしてないところでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 時代に即したツールというのが様々あると思うんですね。住民の皆様が欲しい情報、正しい情報を得るための手段を確保するという行動を後押しする取組というのも市に求められていることだと思います、啓発だけではなくて。東日本大震災や能登半島地震など、実際の被災地での行政からの伝達ツールのことであるとか、住民の実際の受信ツールについては、総務省関係だけではなくて、民間がまとめられている様々なまとめの資料もあるようでございますので、これは防災安全課だけの取組とせずに、ぜひとも市として、どのようなツールで皆様が情報を取っていただくことができるのか、ニーズがどうなのかというような細かい研究、勉強と

いうのもぜひしていただきたいというふうに思いますので、願いをしておきます。

さて、私は、市民が日常的に複数の受信方法を備えていくことというのがとても重要になってくると思います。防災講座等の災害への備えの普及啓発の中で、個々の受信方法の確保であるとか、複数の受信方法の備えの重要性を啓発するということは、本市において、どのような位置づけとなっているのか伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 災害情報の受信方法の備えということでございますが、大規模災害時におきましては、災害情報の把握の遅れや不足といったことが人命に関わる事態につながるおそれもありますので、正確な情報の確実な収集が大変重要でございます。しかし、災害発生時に外出中であつたり、通信インフラの状況が平常時と異なることなども想定されますので、状況に応じて確実に情報を収集できるよう複数の情報収集方法を知っておいていただくということが大変重要であるというふうに認識をしております。これまでも防災イベントや出前講座の機会を通じまして災害情報の収集方法と併せて、収集方法を複数知っておいていただくことの重要性につきましても周知を行ってきております。引き続き周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 先ほどと繰り返しになりますけれども、この重要性、例えば今回の情報の改正点、いろいろなことの周知・啓発はされていらっしゃると思いますが、具体的にお一人お一人の個人レベルにおいて情報収集のツールを確保する、そのことを推進するというこ

とが大切ではないかと思imasuので、繰り返しになりますが、個人の行動の後押し、そのことを具体的にお願いをしておきたいと思imasu。

次に、ツールの一つであります米子市の防災ラジオについて、組開始から現在までの普及状況について伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 防災ラジオの貸与の状況でございます。防災ラジオは、防災行政無線放送の際、電源が入っていなくても自動的に起動し、放送と同じ内容が流れるようになっているものでございます。さらに、過去の放送、直近3回分になりますが、これを再度確認することができる機能も有しております。これまで一般世帯、事業所向けに有償で約3,700台、消防団及び指定避難所などに無償で約800台、合計約4,500台を貸与しております。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 今まで4,500台ということで、かなり積み上がって配付されてきたんだということが分かりましたけれども、この4,500という現状の評価と、今後さらなる防災ラジオの普及を目指すお考えについて伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 まず、これまでの貸与台数への評価でございますが、防災ラジオは、先ほどの答弁のとおり、防災行政無線放送と同じ内容が聞けるほか、過去の放送を繰り返し確認ができるなど、その有用性から災害情報の入手手段として一定程度選択されているものと認識をしております。本市におきましては、防災行政無線放送をはじめまして、様々な手段で災害情報を発信しております。

防災ラジオも重要な情報伝達手段の一つと位置づけておりますので、引き続き、その有用性を周知し、活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 災害や事件等が発生すると、インターネット上には様々な情報が出てきて、デマや誤情報ということの問題というところについても、多くの皆様が承知されているとおりでと思います。このネット情報にだけ頼ると不安を感じてしまったりとか、誤った判断をしたりするという可能性もあります。

一方で、ラジオというのは確実に信頼できる情報と受け止めることができるのではないのでしょうか。災害の規模や避難場所、自治体と連携した重要な情報をリアルタイムで受信することができるというふうに思っております。それでは、アプリがあるじゃないかと、ラジオアプリということで、スマートフォンがあれば十分だと考えがちですけれども、私は、基地局の破損や通信障害により、インターネット回線が使えなくなることもありますし、そもそもスマホに使う電源が確保できなくなってしまうと利用ができないわけです。その点、防災ラジオは電源、電池さえ確保できれば、電波が届く限り使用できるため、インターネットに依存せず、安定した情報を受け取れるという大きなメリットがあるというふうに申し上げたいと思います。

その上で提案ですけれども、本市の土砂災害警戒区域とUPZ圏内の全世帯へ無償配付してはどうかと提案しますが、いかがでしょうか。また、仮に検討していただく場合の対象となる世帯数とそのため必要となる経費について伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 特定の区域、全世帯への防災ラジオの無償配付についてでございます。先ほどの答弁のとおり、本市は災害や避難に係る情報を様々な手段で発信しておりまして、市民の皆様はそれぞれが利用しやすい手段を選んで情報を入手していただいているものと認識をしております。そのような状況を踏まえまして、現時点では、防災ラジオを一律に配付するということは考えていないところでございます。

そして、仮に無償配付を行う場合の対象世帯数とその経費についてでございますが、対象となる世帯数は、土砂災害警戒区域内が約1,500世帯、UPZ内が約1万7,000世帯となっておりまして、合わせると約1万8,500世帯となります。防災ラジオの購入に1台1万2,000円程度かかりますので、約2億2,000万円の経費が必要となるものでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 この防災ラジオですけれども、令和2年から取組がスタートされていらっしゃるしまして、このラジオの優先対応等、対象の拡大について、何度か、私もほかの議員さんですけれども、提案をしてまいったところでございます。無償対応も少しずつ増えて、先ほどは約800台まで拡大しているという御説明はいただきましたけれども、私はこの多機能を備えた防災ラジオの普及、啓発について、さらに一層力を入れていただきたいというふうに思います。ぜひ、先ほど提案したエリアだけではなくて、高齢者や障がい者、障がいがある方等への貸与の拡充も、いま一度、御協議いただくように求めておきたいと思います。また、ユーチューブ動画も年数が

経過してないでしょうか。作成していらっしゃいます。取扱方法だけではなく、防災ラジオのメリットも併せて新たな発信、啓発ができないでしょうか。何事においても言えることだと思いますけれども、スタートするまでが大変努力をされて、スタートしたら安心されるわけではないんでしょうけれども、その後が大事だと思うんですね。継続的な取組、また必要な見直し等については、ちゅうちょすることなく、思い切った取組をお願いしたいと思います。

次に、（２）の避難所の開設と運営について伺ってまいります。本市で開設される避難所の種類、それぞれの違いを確認させてください。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 避難所につきましては、市が開設する指定避難所、自主避難所及び福祉避難所、そして、住民が自主的に開設されます支えあい避難所の４種類に区分をしております。指定避難所は、災害発生または災害発生のおそれがある場合に避難者を滞在させるため、災害対策基本法に基づき、市があらかじめ指定し開設するものでございます。自主避難所は、指定避難所の避難情報の発表を行っていない段階で災害への不安等から自主的に避難しようとする方に対し、一時的に避難できる場所を提供するものでございます。福祉避難所は、指定避難所や自主避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮や支援ができるよう開設する二次避難所でございます。そして、支えあい避難所は、地区住民の方の判断に基づき、地区の集会所等を利用して自主的に開設、運営されるものでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員　初めて聞かれるというような、もしかしたら傍聴されていらっしゃる方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いまして、あえて御説明をいただいたところでございます。ありがとうございます。

それでは、本市は避難所の開設の決定とその開設、運営は原則市が行い、避難所生活が長期化する場合には、避難者の方々に生活の場としての避難所運営を担っていただくという考え、これは議会でも何度もお答えされてきました。その考えにお変わりはないのか伺います。

○渡辺議長　高浦防災安全監。

○高浦防災安全監　指定避難所開設の決定と開設、運営についてでございます。指定避難所ということでの答弁となります。

避難所の開設、初動運営につきましては、市からの情報伝達の徹底や物資の公平分配などの重要性から、原則として本市職員が行うこととしております。また、避難所開設が長期化した場合、避難所の運営につきましては、地域住民の協力を得ながら行うことを想定しており、これらの考えには変わりはありません。以上です。

○渡辺議長　矢田貝議員。

○矢田貝議員　それでは、原則、市が行うこととされている根拠について伺います。

○渡辺議長　高浦防災安全監。

○高浦防災安全監　市が行うことを原則としている根拠についてでございます。市町村は住民の生命、身体及び財産を災害から保護することとされております。防災に関し、極めて重要な責務を有しているところでございます。まずは、先ほどの答弁の市からの情報

伝達の徹底、物資の公平な分配などの重要性がございます。これに加えて、適切な避難所開設、運営のために、米子市地域防災計画に基づく米子市避難所開設運営マニュアルにおきまして、あらかじめ初動時の要員の確保や職員の研修、訓練を行いまして、迅速な対応及び職員の技能向上を図ることとしており、避難所の開設、初動運営は市職員により行っているものでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 原則は理解したとして、では、本当に職員の皆様だけで住民の生命、財産を保護することができるとお考えなのでしょうか。お答えくださいとは申し上げませんが、果たしてそうでしょうか。執行部の皆様だけではなく、市の職員の皆様全員にあえて申し上げたいと思いますけれども、この住民の生命、財産を保護するという市町村が果たされるべき重要な責務ですね。このことを果たすためにこそ、市民の力をどのように発揮していただくのかということに踏み出さなければいけないのではないのでしょうか。御答弁の米子市避難所開設運営マニュアルは、職員のための行動マニュアルでございます。職員の訓練も数年前は本庁舎の会議室でされてきました。現在はどこでどのようにされていますか。通告しておりませんので、お答えは要りませんけれども、私は、指定避難所となり得る現場で開設と受入れの訓練が必要ではないかと考えております。

そこで、改めて伺いますが、大規模な災害時には、行政主体による体制だけでは十分に早期の避難所開設が難しいことが起こり得ます。だからこそ市と地域住民と施設管理者が連携して、初動対応できるようにしていくことが重要だと考えます。御見解を伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 地域住民及び施設管理者が連携した初動対応についてお答えいたします。これまでの答弁のとおり、避難所の開設、初動運営につきましては、原則として本市職員が行うこととしておりますが、その後の運営につきましては、地域によって避難される方の状況やニーズが様々でございますので、関係機関相互の連携、協力に加えまして、地域の実情に精通している地域住民の皆様との連携、協力が大変重要であると考えております。また、これまでの様々な災害事例におきましても、地域住民による自助、共助が人命を救う大変大きな役割を果たしておりますので、自主防災組織などとの連携を一層強化するとともに、地域における防災啓発活動に引き続き取り組んでまいります。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 地域住民との協力が重要だというところの御答弁、聞き逃すことがなく、私聞き取ることができました。大変前向きな御答弁いただけたなというふうに思っております。他の自治体が策定をした施設管理者と住民が連携した避難所開設、運営について作られた資料、マニュアル等を幾つか拝見しましたけれども、そこにも確かに原則市町村の役割ということが明記してあるものがありました。その上で、そういったことをつくって、市民の皆様とともに進めようとしている実態があるわけです。本市も原則は変えられなくて結構ですので、変えてくださいって言ってるわけじゃない、その原則に立った上でこそ、市民目線の現実を直視した対応をしていただきたいというふうに思います。発災当日から3日までの応急期こそ、避難所建物の開錠であるとか避難者の受付、居住スペース等の割り振りなども混乱をいたしますし、支援者側の人員も必要で

す。市の開設要員と施設管理者、そして、地域住民の連携が一番重要となるのがこの応急期ではないでしょうか。地域防災活動の取組として、避難所の開設と運営の訓練実施を改めて求めます。御見解を伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 地域住民等と連携した避難所の開設と運営の訓練の実施についてでございます。これまで地域での一般災害訓練などを通して、避難所開設時の動きの確認や要配慮者の使用も想定した簡易ベッドやパーティションの設置訓練などを行っております。今後、これら取組を踏まえまして、地域住民を主体とした避難所開設、運営に関する訓練の実施に向けて、地域や関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 ぜひ、具体的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

私も地域活動の中で、自分のところの小学校が避難所となる可能性があるということを踏まえた上で、我が小学校において避難所の開設と運営について取り組んでみたいという声を複数聞きます。伊木市長のリーダーシップの下で、避難所の開設と運営は地域住民の皆様方と協力しながら行うというふうに明確に表明いただきました上で、地域住民と施設管理者も一緒に取り組む避難所開設と運営マニュアルの作成も含めて、推進をしていただきたいと思います。市長の御所見を伺います。

○渡辺議長 伊木市長。

○伊木市長 特に地震などの突発的な災害が発生した場合につき

ましては、被害の状況の把握自体が困難となる可能性も非常に高いということがございます。そうしたときは、公助を待つよりも自助や共助による行動が早いほど、早く開始するほど、人命を守る上で極めて重要だと認識しております。そうした意味におきまして、避難所の開設につきましても、職員による対応だけでなく、地域住民による自助、共助の活動が、これも重要になってくるというところでございます。この点、避難所開設運営マニュアルの中におきましても、避難所の運営に関しては地域住民の協力を得ながら実施することを記載しておりまして、市と地域住民との具体的な協力体制について、市民の皆様とともに考えてまいりたいと存じます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 市長、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。避難所となるべき建物の安全性という、確認の部分の話を今市長していただきましたけど、日頃、こういった視点で開設の準備、検討を進めている中で、ある地域の行政の施設の避難所の開設のマニュアルを見ますと、こういった状況になっていったら、その施設を避難所として開設することが危険なのかというようなことまで示された準備をされてるものもございました。日頃からのそういった意識を地域住民の皆様と一緒に作り上げていっていくことというのは、とても重要だというふうに思います。私も防災士の一人として、市が取り組むとなったときにはお手伝いをさせていただく覚悟でございます。市民の皆様と一緒に訓練と、それから新しいマニュアルの作成の推進については、できるだけ早くに、そして多くの地域で取り組んでいただけるようによろしく願いをいたします。

さて、本市には市の防災対策を束ねている防災安全監、そして、それに加えて地域防災を担う課として地域振興課がございます。私は、昨今の激甚化し頻発する自然災害への備えの必要性を多くの市民が感じている今だからこそ、自主防災組織や民間や地域での防災活動を後押しくださる地域振興課の取組に大いに期待をしているところでございます。

そこで、総合政策部長に伺いますけれども、避難所の開設と運営を地域において推進していただきたいのですが、現在の取組の状況、そして、今後さらに取組を進めていく上で課題だと感じておられることがあれば伺いたいと思います。また、今後の取組について、現在、協議されていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○渡辺議長　西川総合政策部長。

○西川総合政策部長　そうしますと、今の市の取組、現状、今後ということでございますが、本市におきましては、各地区において、避難所運営ゲームHUGを用いた啓発というのを行っておりますほか、議員も中心的に活動していただいていると伺っております福米中学校区の防災体験キャンプ、こういった自発的に避難所に関して学ぶ取組に対し、物的、人的両方の支援を行うなど、住民による避難所開設運営の必要性や視点に関する周知・啓発を行っているところであります。住民が主体的に避難所開設、運営を行うには、こうした先進的な取組をより多くの地域に横展開していくことが必要であるというふうに感じております。現在、学校施設に避難所を開設した場合の資機材等の配置図作成を含む訓練が大篠津地区で計画されており、実施に向けて地域と協議を重ねているところであります。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 先進的に取り組んでいるところを横展開していくことも大切というふうにおっしゃいましたけれども、私は横展開をしていく、その先進的な取組を後押しするために一生懸命になっておられますけれども、私、もっと違ったやり方があるんじゃないかと考えているんですね。例えば公民館長会、連合自治会長の会、地区の社会福祉協議会の会長さんが集まるような会、例えば学校の先生方の校長会、学校運営協議会、PTA連合会、消防団の会など、あらゆるところ、あらゆる機会に、今、米子市が避難所開設と運営にどのように取り組もうとしているのかという現状と課題をしっかりとお伝えをして、そして、地域住民と施設管理者の共助の取組が必要なんですと明確に表明していくことで、一気に立ち上がってくださる地域も増えてくるのではないかと思います、そこが欠けているのではないかと思います。

また、米子市には防災人材バンクがございます。昨日確認しましたら18名の名前が登録してございました。また、さらには企業、団体に所属していらっしゃる防災士もいらっしゃいます。そういった方々のお力を、地域における避難所開設と運営の推進に集中的に発揮していただくことはできないでしょうか。できることから徐々に進めるものではなく、全市的に進めなければならないということを強く申し上げておきたいと思います。

先ほど、部長から大篠津の話が出ました。避難所となる学校施設の配置図の作成については、大篠津地区では昨年度中の実施を目指して、学校や地元の関係者の皆様と準備を進めてこられたと認識しておりましたが、ただいまの御答弁では、今年度、配置図作成、そ

して訓練を行うということでございましたが、今まで取り組まれてきた結果と、また他の地域での推進について伺いたいと思います。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 大篠津についての御質問でございます。大篠津地区では、自主防災連合組織により、避難所を開設した場合の資機材等の配置図作成を含む訓練を昨年度にもともとは実施予定でおられました。ただ、まずは実施主体になる防災組織の構成員の拡充でございますとか、他の優良事例の研究というのを行うこととされたものですから、今年度に変更して行うこととなったというふうに伺っておるところでございます。本事例につきましては、避難所開設や運営に関する理解を深めるのに効果的な手段の一つと考えております。本市としては、こうした動きを地域主体の一つの先行事例として、他の小中学校区へ横展開してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 ぜひ、まず1事例目を大篠津地区で行っていただきまして、2例、3例と横展開も急いでいただきたいというふうに思います。

最後に、時間がありましたので、今朝一番に森田議員が米子アリーナの整備の進捗状況について質問をされました。その中で、この米子アリーナの、避難所として、また災害時の物資供給拠点としての機能も考えているとの御答弁で、改めて確認をさせていただくことができたわけですが、その話を聞きながら、7月11日に倉吉の県立美術館と大御堂廃寺跡で行われた防災イベントに出かけたときのことを、そのときの気持ちを、私、思い出しました。1

0月2日というのが、鳥取県中部地震から10年でございます。そして、100日前イベントとして10月の18日にある、ぼうさいこくたいが開催されようとしてのイベントでしたけれども、26年がたつのが鳥取県西部地震です。

先月の中旬、鳥取県議会で、公明党の前原県議が大沢川暗渠閉塞に関する質問をされておりました。その記事が出ておりました。県も市も継続的な対応をいただいている、ありがたいことでございます。心に残ったのは、住民の皆様の高齢化が進み、元気なうちに解決してほしいとの切実な声を訴えたというふうに書いてありました。私は、西部地震を風化させてはいけないというふうに思います。この米子アリーナが完成した暁には、その年にはと言いませんけれども、鳥取県西部地震を風化させないためにも、体育館と、また東山公園一帯を通しての防災イベントをしっかりと取り組んでいただきたいと私の思いを申し上げて、質問を終わります。

○渡辺議長 暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩